（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

**第四条**　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条第二項」を「次条第二項第一号」に改め、「並びに同法附則第五条の八及び第五条の十二の規定による控除（同項及び第三条の二において「定額減税」という。）」を削り、「減少すること」の下に「、軽油引取税の収入が地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による軽油引取税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十二条の二の八の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（同項第二号並びに第三条の二第一項及び第二項において「軽油引取税当分の間税率の廃止」という。）により減少すること、自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第百四十五条第一号に規定する自動車税の環境性能割をいう。）の廃止（次条第二項第三号並びに第三条の三第一項及び第二項において「自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること、軽自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による軽自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能割をいう。）の廃止（次条第二項第四号及び第三条の四において「軽自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること並びに地方揮発油譲与税の収入が租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行による地方揮発油税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の八の規定に基づく地方揮発油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（同項第五号及び第三条の五において「地方揮発油税当分の間税率の廃止」という。）により減少すること」を加える。

第二条第二項から第四項までを次のように改める。

2　地方特例交付金の種類は、次に掲げるものとする。

一　個人住民税減収補填特例交付金（住宅借入金等特別税額控除による個人の道府県民税の所得割及び個人の市町村民税の所得割の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

二　軽油引取税減収補填特例交付金（軽油引取税当分の間税率の廃止による軽油引取税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

三　自動車税減収補填特例交付金（自動車税環境性能割の廃止による自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

四　軽自動車税減収補填特例交付金（軽自動車税環境性能割の廃止による軽自動車税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

五　地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（地方揮発油税当分の間税率の廃止による地方揮発油譲与税の減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）

3　毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

一　次条第一項に規定する個人住民税減収補填特例交付金総額

二　第三条の二第一項に規定する軽油引取税減収補填特例交付金総額

三　第三条の三第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額

四　第三条の四第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額

五　第三条の五第一項に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金総額

4　毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において交付すべき次に掲げる額の合算額とする。

一　次条第二項の規定により交付すべき個人住民税減収補填特例交付金の額

二　第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額

三　第三条の三第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額

四　第三条の四第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例交付金の額

五　第三条の五第二項の規定により交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額

第三条の見出しを「（個人住民税減収補填特例交付金の額）」に改め、同条中「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の」を「個人住民税減収補填特例交付金の」に、「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金総額」を「個人住民税減収補填特例交付金総額」に改める。

第三条の二を次のように改める。

（軽油引取税減収補填特例交付金の額）

**第三条の二**　毎年度分として交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の軽油引取税の軽油引取税当分の間税率の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「軽油引取税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2　毎年度分として各都道府県に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、軽油引取税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の軽油引取税減収見込額（軽油引取税当分の間税率の廃止による当該年度分の軽油引取税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（以下この項及び次項において「各都道府県按分額」という。）とする。ただし、指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。）を包括する都道府県にあっては、各都道府県按分額から次項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3　毎年度分として各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額は、当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額に地方税法第百四十四条の六十第一項に規定する政令で定める率を乗じて得た額に、総務省令で定めるところにより、当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積（同項の一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）を当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数を乗じて得た額とする。

第三条の二の次に次の三条を加える。

（自動車税減収補填特例交付金の額）

**第三条の三**　毎年度分として交付すべき自動車税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の自動車税の自動車税環境性能割の廃止による減収見込額の合計額に相当する額として予算で定める額（次項及び第五条第一項において「自動車税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2　毎年度分として各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、自動車税減収補填特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の自動車税減収見込額（自動車税環境性能割の廃止による当該年度分の自動車税の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

3　毎年度分として各市町村に対して交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市にあっては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の四十・八五に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積により按分した額

二　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額の百分の三十三・二五に相当する額に、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内に存する一般国道等（一般国道、高速自動車国道及び都道府県道（当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の延長及び面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額

4　前項各号の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。